チェック=Y 日付け=2016/08/18

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 28 年 8 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 Joshin東近江店 東近江市宮荘町 65
- 2 意見の概要 東近江市からの意見 当該店舗の敷地沿いの歩道は小学校および中学校の通学路のため、車両等の 出入りの際は十分に注意すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 東近江市産業振興部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 平成28年8月26日から平成28年9月26日まで